

令和8年6月2日

高浜町議会

議長 磯部 武史 殿

提出者	高浜町議会議員	阪本	新也
賛成者	同	井上	聡美
	同	西野	朋宏
	同	井上	順也
	同	井ノ元	康夫

高浜町議会議員政治倫理調査特別委員会の設置について

上記の議案を、高浜町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出します。

発議第1号

高浜町議会議員政治倫理調査特別委員会の設置について

高浜町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和8年6月2日提出

提出者	高浜町議会議員	阪本	新也
賛成者	同	井上	聡美
	同	西野	朋宏
	同	井上	順也
	同	井ノ元	康夫

提案理由

令和8年4月14日、釣本議員が民間事業者が管理する施設を不正に使用し、またこの際に施設職員が退去を求めたにもかかわらず、議員としての影響力を行使し、退去に応じなかった旨の通報内容が、高浜町議会議員政治倫理条例第4条の政治倫理基準に違反する疑いがあることから、同第6条の規定により本案を提出する。

高浜町議会議員政治倫理調査特別委員会

設置に関する決議（案）

高浜町議会は、町民の付託を受けた議決機関として、その品位と信頼を保持し、公正かつ適正な議会運営を行う責務を負っている。

しかしながら、釣本議員によるその地位を用いた不適切な言動について、外部機関から議会に対し、苦情が寄せられる事案が発生した。

さらに当該議員については、過去にも同様の言動があったとの指摘があり、事実関係の把握及び再発防止策の検討が急務となっているため、本議会は、議会の自浄作用を発揮し、町民への説明責任を果たすため、下記のとおり高浜町議会議員政治倫理調査特別委員会を設置するものとする。

記

1. 委員会名称 高浜町議会議員政治倫理調査特別委員会
2. 対象議員 釣本 音次
3. 設置の根拠 地方自治法第109条
高浜町議会委員会条例第5条
高浜町議会政治倫理条例第6条

4. 設置の目的 議員の政治倫理及び議会の品位保持の観点から、当該事案及び関連する事実関係を調査し、必要な措置について、議会に報告することを目的とする。
5. 調査事項 (1) 外部機関から議会に寄せられた苦情に関する事実関係の調査
(2) 当該議員による過去の類似事案の有無及び実態の調査
(3) 議会の品位及び信頼の確保に必要な再発防止策の検討
(4) 議会としての必要に応じた措置に関する提言
6. 委員の定数 6人
7. 調査期間 調査終了まで